

昭和四十六年政令第二百一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

律施行令

内閣は、海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（常温において液体でない物質）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。

一 アンモニア

二 液化石油ガス

三 液化メタンガス

四 塩化ビニル

五 鹽素

六 酸化エチレン

七 窒素

八 ブタジエン

九 二酸化炭素

十 ブチレン

十一 イ

イ 温度三十七・八度において蒸気圧が○・二八メガパスカルを超えるもの

ロ 臨界温度が三十七・八度未満であるもの

口 のいずれかに該当する物質

十二 前各号に掲げるもののほか、次のイ又は

（海洋環境の保全の見地から有害である物質）

第一のとおりとする。

（海洋環境の保全の見地から有害でない物質）

第一のとおりとする。

（有害水バラストの要件）

第一条の三 法第三条第四号の政令で定める海洋環境の保全の見地から有害でない物質は、別表

（有害水バラストの要件）

第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

二 当該水バラストに含まれる最大径マイクロメートル以上一百五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

三 当該水バラストに含まれる大腸菌その他の國土交通省令、環境省令で定める細菌の数が四十個以上であること。

国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

（オゾン層破壊物質）

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。

（大気を汚染する物質）

第一条の六 法第三条第六号の四の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（同号に規定する揮発性有機化合物をいう。）とする。

（海洋施設）

第一条の七 法第三条第十号の政令で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

一 人を収容することができる構造を有する工作物

二 物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物

三 油、有害液体物質並びに法第十条第二項第三号及び第五号に定める廃棄物（法第十八条第二項第一号及び第二号に定める廃棄物を除く。）に係る法第十八条第一項の規定、法第十八条の四の規定並びに法第十八条の五第一項に規定する海洋施設発生廃棄物（第十二条の三第一号に掲げる廃棄物を除く。）に係る法第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、海域にある鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（廃水及び鉱さいの排出に関する限り海岸から離れた行うよう努めなければならない。

四 第一条及び前項の排出基準に従つてするビルジその他他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

五 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料タンクに積載された水バラスト

を航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラ

ストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船

舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国

土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

（タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準）

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶から

のビルジその他の油の排出に係る同項の排出さ

れる油中の油分の濃度（以下「油分濃度」とい

う。）は、次のとおりとする。

一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方セン

チメートル当たり〇・一五立方センチメートル

以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次

条第一項第三号、第一条の十一及び第二条に

おいて単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。

四 ビルジ等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットル以下であること。

三 全ての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線（南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯二十度東經百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東經百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東經四十二度八分の点、南緯十度三十五分東經百四十一度五十五分の点、南緯十度東經四十二度四十六度の点、南緯十七度三十分の点、南緯十度四十一分東經百四十五度の点、南緯十度三度東經百四十五度の点、南緯十五度東經四十六度の点、南緯九度十度東經百四十四度三十分の点、南緯十度九度東經百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東經百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東經百五十六度の点、南緯十七度三十分東經百四十七度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（別表第一の五に掲げる海域を除く。）において排出すること。

五 当該タンカーの航行中に排出すること。

六 水バラスト等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

七 法第四条第三項に規定するタンカーの國土

交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物船からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出海域及び排出方法に係る政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）

は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次

条第一項第三号、第一条の十一及び第二条に

は、次のとおりとする。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

五 当該タンカーの航行中に排出すること。

六 水バラスト等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

七 法第四条第三項に規定するタンカーの國土

交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物船からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出海域及び排出方法に係る政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）

は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次

条第一項第三号、第一条の十一及び第二条に

は、次のとおりとする。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

四 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

五 当該タンカーの航行中に排出すること。

六 水バラスト等排出防止設備のうち國土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。

七 法第四条第三項に規定するタンカーの國土

交通省令で定める程度以上に洗浄された貨物船からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排出海域及び排出方法に係る政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）

は、次のとおりとする。

一 バラスト航海のための当該タンカーへの水

バラストの積込みの開始時から当該タンカー

に積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海において積載された貨物油の総量の三万分の一以下であること。

二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次

条第一項第三号、第一条の十一及び第二条に

は、次のとおりとする。

三 当該船舶の航行中に排出すること。

ないものに限る。以下「特定水底土砂」といふ。(及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去されたもののうち熱しやすく減量二十パーセント以上の状態であるもの(以下「指定水底土砂」という)以外の水底土砂、金属くず(自動車(原動機付自転車を含む)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(環境大臣が指定するものを除く))の破碎に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、同号イ(1)に規定する容器器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。)その他環境大臣が指定する廃棄物をこれら廃棄物以外の廃棄物が排出しないよう必要な措置を講じた上で洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で洋に流出しないこと。この場合において、海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等から海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海水に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態(液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、その全てを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数の状態とする。)にして排出すること。

四 油性廃棄物(ビッチその他の温度五十度において固体状であるもの、廃ボリ塩化ビフェル等(廃棄物処理令第二条第四項

ニル等(廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ボリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。)及びボリ塩化ビフェニル処理物(同号ハに規定するボリ塩化ビフェニル処理物をいう。以下同じ。)を除く。第三項の表第第一項第三号イ(1)に規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、同号イ(1)に規定する容器器包装及び同項第一号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物を除く。)の破砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第二号ニ(2)本文の規定により生じた廃棄物を除外する場合においては、熱しやすく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するのに処理したもの(それぞれ熱しやすく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。)を排出する場合においては廃棄物処理令第三条第三号ハ及びへの規定の例により、廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合においては同号ヘ、ト及びヲの規定の例により、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号レに規定する廃棄物を排出する場合には同号力、ヨ及びレの規定の例により排出すること。

六 廃棄物処理令第三条第二号ヘに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物(廃棄物処理法第一条第四項機器産業廃棄物(廃棄物処理法第一条第五号に掲げる廃棄物であるものに限る。)を二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号の規定により処理した上で排出すること。

七 廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。

八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号ニ(2)本文の規定により生じた廃棄物を同条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ(6)、第七号及び第十号に掲げる廃棄物(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第三条の四第八号及び第十二号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ナに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するのに処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ワの規定により処理したものを(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合は、この限りでない。

十二 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ボリ塩化ビフェニル等、ボリ塩化ビフェニル汚染物(廃棄物処理令第一条の四第五号ロに規定するボリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)及びボリ塩化ビフェニル処理物を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ヲに規定する特定家庭用機器産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。

十三 廃棄物処理令第一條第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物(以下「廃棄物」といふ。)として排出すること。

十四 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一條第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいふ。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項

十九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

二十 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

二十一 廃棄物処理令第二条の四第五号リ(6)、第七号及び第十号に掲げる廃棄物(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

二十二 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ボリ塩化ビフェニル等、ボリ塩化ビフェニル汚染物(廃棄物処理令第一条の四第五号ロに規定するボリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)及びボリ塩化ビフェニル処理物を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ヲに規定する特定家庭用機器産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。

二十三 廃棄物処理令第一條第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物(以下「廃棄物」といふ。)として排出すること。

二十四 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一條第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいふ。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項

二十一 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

二十二 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

二十三 廃棄物処理令第一條第二号若しくは第三号又は第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては当該処理により生じた廃棄物を廃棄物(以下「廃棄物」といふ。)として排出すること。

二十四 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一條第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいふ。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項

他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）と遮断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出することとする。

この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（1）、（2）及び（5）並びに第六条の五第一項第三号イ（1）、（3）及び（5）に掲げる廃棄物

二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（2）及び（4）並びに第六条の五第一項第三号イ（2）、（4）及び（7）に掲げる廃棄物

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号ソに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第三の三第一号、第二号、第八号から第二十二号まで、第二十四号及び第三十三号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

五 廃棄物処理令別表第三の三第三号から第七号まで及び第二十三号に掲げる物質を含む水底土砂（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののはか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物については、それぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方

廃棄物	排出方法に関する基準
一 前項第二号に掲げる廃棄物（同項第一号及び第三号に掲げる水底土砂）	一 前項第二号に掲げる廃棄物を除外する場合以外の場合においては、当該廃棄物の一層の厚さは二メートル以下とし、または二メートル以上とし、かつ、一層ごとにその表面を当該廃棄物以外の土砂で五十センチメートル（当該土砂の上に当該廃棄物を排出しない場合にあっては、表面を当該廃棄物以外の土砂で一メートル）以上覆う方法により排出すること。
二 前項第三号に掲げる廃棄物	二 埋立場所等の外に廃棄物が飛散しないよう必要な措置を講ずること。
三 前項第五号に掲げる廃棄物	三 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
四 前項第五号に規定する水底土砂	四 埋立場所等の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

域海 出排 基準	第一項第一号に掲げる基準に適合している場合においても、埋立場所等に設けられていない廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからできる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講ずること。
第一項第一号に掲げる廃棄物	第一項第一号に掲げる廃棄物は、本邦の領海の基線から二百海里的線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）の内側の海域とする。
第二項第三号に掲げる廃棄物	第二項第三号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。
第三項第一号に掲げる廃棄物	第三項第一号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物のうち有機性のもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く）である。
第四項第一号に掲げる廃棄物	第四項第一号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物のうち有機性のもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く）である。

域海 出排 基準	第一項第一号に掲げる基準に適合している場合においても、埋立場所等に設けられていない廃棄物の運搬船の通路又は余水吐きからできる限り廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講ずること。
第一項第一号に掲げる廃棄物	第一項第一号に掲げる廃棄物は、本邦の領海の基線から二百海里的線（その線が中間線（領海及び接続水域に関する法律第一条第二項に規定する中間線をいう。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）の内側の海域とする。
第二項第三号に掲げる廃棄物	第二項第三号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。
第三項第一号に掲げる廃棄物	第三項第一号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物のうち有機性のもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く）である。
第四項第一号に掲げる廃棄物	第四項第一号に掲げる廃棄物は、次に掲げる廃棄物のうち有機性のもの（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く）である。

<p>（海底下廃棄をすることのできるガスの基準）</p> <p>第十一條の五 法第十八条の七第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。</p> <p>二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上（当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上）であること。</p> <p>三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。</p>		
<p>2 前項第二号の基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方方法は、環境省令で定める。</p> <p>（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）</p>		
<p>第十一條の六 法第十八条の八第二項第二号の定める海域は、法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従つて特定二酸化炭素ガス（法第十八条の七第二号に規定する特定二酸化炭素ガスをいう）の海底下廃棄がされた海域とする。</p> <p>（窒素酸化物の放出量に係る放出品基準）</p>		
<p>第十一條の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。</p>		
<p>放出海域</p>	<p>原動機の種類、能力 窒素酸化物の 及び用途</p>	<p>放出量に係る 放出基準</p>
<p>一 別表第一イ ディーゼル機関</p> <p>の五に掲げるであつて、定格出力時当たりの窒 海海域、別表を超えて、かつ、定格出量（単位は 第六号イから回転未満のもの（法第十九条の四第一項。）の値が 今までに掲げた第二号又は第三号に同じ）</p> <p>別表第五に掲げる原動機（以下「三・四以下」で この表において「特あること。</p>	<p>一キロワット</p>	<p>放出量に係る 放出基準</p>

及び米国由
ブ海域

リ定用途原動機」という。)に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの。(以下この号において「特定船舶設置原動機」という。)に該当するものを除く。)	ロ ディーゼル機関一キロワットであつて、定格出力時当たりの窒素酸化物の放が百三十キロワットを超えて、かつ、定格出量の値が三百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十四・四以下で回転未満のもの(特定船舶設置原動機に該当するものに限る。)。	ハ ディーゼル機関一キロワットであつて、定格出力時当たりの窒素酸化物の放が百三十キロワットを超えて、かつ、定格回転数が毎分百三十を当該原動機回転以上二千回転未満の毎分の定格満のもの(特定用途回転数の値を原動機に該当するも)〇・二乗しての及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。)	ニ ディーゼル機関一キロワットであつて、定格出力時当たりの窒素酸化物の放が百三十キロワットを超えて、かつ、定格回転数が毎分百三十四を当該原動機回転以上二千回転未満のもの(特定船舶設置原動機に該当するものに限る。)
---	---	---	--

(電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。)とあるのは、「約款附属書V」第一十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

前項に規定するもののほか、法第五十一条の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が國の排他的經濟水域に適用される法に基づく命令の適用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(取締官)

第十八条 法第六十五条第一項の政令で定める者は、海上保安官及び警察官とする。

(担保金等の提供による釈放等の規定を適用し法第六十五条第一項第一号の政令で定める外国船舶は、次に掲げる外国船舶とする。

一 本邦の内水及び領海の海底及びその下における外國船舶

二 本邦の大陸棚における天然資源の探査及び開発並びに本邦の大陸棚の掘削に従事している外國船舶

(担保金の額に関する基準)

第二十条 法第六十五条第四項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第二十一条 担保金(担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。)に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。)又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内(取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内)に、違反者又は同項の事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一日以内に本邦通貨で担保金が提供

されることが保証するものであり、かつ、當該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

前項に規定する者に該当するものであることを。(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日又は一月一日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、當該期間に算入しない。

第二十二条 法第六十五条第二項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、海上保安官に係る事件については国土交通大臣、警察官に係る事件については内閣総理大臣とし、法第六十五条第四項における主務大臣は、国土交通大臣及び内閣総理大臣とし、法第六十六条第二項における主務大臣は、国土交通大臣又は内閣総理大臣とする。

第一項第一号の規定の例による。

第一条 この政令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年一月一四日政令第一二五号) 抄 (施行期日) 一 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月一五日政令第二一五号) 抄 (施行期日) 一 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四七年一月一四日政令第一一八号) 抄 (施行期日) 一 この政令は、昭和四八年三月一日から施行する。

第一条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)の焼却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「海洋汚染等防止令」という。)別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかるわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

第二条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は廃棄物(以下「油等」という。)の焼却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(以下「海洋汚染等防止令」という。)別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかるわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。)附則第一条第二号に定める日(昭和五十八年十月二日)から施行する。

附 則 (昭和五〇年一二月二〇日政令第一三六〇号) 抄 (施行期日) 一 この政令は、昭和五十年三月一日から施行する。

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー(建造契約がないタンカーや、タンカーの貨物船及び燃料油タンクに二重に弁を設けることによりこれらの貨物船及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて、水バラストの積載のためのものをいう。)を設

建造に着手されたもの)であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定めるタンカー(改造に関する契約が結ばれたタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの)又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。)からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第二百一号(昭和四十六年政令第二百一号。以下「海洋汚染等防止令」という。)第一条の十第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

二 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、海洋汚染等防止令第一条第一項第五号の規定にかかるわらず、当該水バラスト等は、海面下に排出することができます。

三 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー(建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの)であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に着手されたもの)又は昭和五十七年六月一日以後に当該改造が開始されたもの(又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。)であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク(タンカーの貨物船及び燃料油タンクからの配管に二重

とあることをこの政令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月九日政令第二二号) 抄 (施行期日) 一 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。

第一条 この政令は、昭和五十二年九月一日から施行する。

置するものから、当該クリーンバーストタンクに積載された貨物油を含む水バースト（以下「クリーンバースト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバースト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバーストを海洋汚染等防止令第一条の第十第二項に規定する水バーストとみなして、同項の規定を適用する。

前項のタンカーであつてこの政令の施行の際にクリーンバーストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の十第二項の規定にかかわらず、クリーンバーストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の十の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみの航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるもののからの水バースト及び貨物船の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

附 則（昭和六〇年一〇月二九日政令第二八五号）

この政令は、昭和六十一年一月七日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（昭和六一年四月三日政令第一五号）
 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

附 則（平成元年四月四日政令第一〇三号）
 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成元年九月一日政令第二五〇号）
 この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成二年四月二日政令第九九号）	
1 （施行期日）	附 則（平成五年二月二四日政令第二二号）抄
2 （経過措置）	（施行期日）
3 1 この政令は、平成五年七月六日から施行する。	2 この政令は、平成五年七月六日から施行する。
4 2 この政令の施行の際に建造された船舶である。	3 この政令は、平成五年七月六日から施行する。
5 3 この政令は、この政令の施行前にした行為による罰則の適用については、なお従前の例による。	4 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一九日政令第一六号）	
1 （施行期日）	（施行期日）
2 1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。	2 この政令は、平成二年十月一日から施行する。
3 2 この政令は、この政令の施行前にした行為による罰則の適用については、なお従前の例による。	3 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月二六日政令第三〇号）	
1 （施行期日）	（施行期日）
2 1 この政令は、平成三年三月十七日から施行する。	2 この政令は、平成三年三月十七日から施行する。
3 3 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	3 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

号に定める日（平成九年七月一日）から施行する。

附 則 **（平成九年七月九日政令第二三九号）**

この政令は、環境保護に関する南極条約議定書附属書I—I及び附属書I—Vが日本国について効力を生ずる日（以下「発効日」という。）から施行する。ただし、別表第三の改正規定（同表備考第五号イの改正規定を除く。）及び別表第四の改正規定（同表備考第三号中「別表第二備考」を「別表第二備考第一号」に改める部分を除く。）は、発効日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 **（平成九年一二月一〇日政令第三五三号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）から施行する。

附 則 **（平成一〇年二月四日政令第二〇号）**

（施行期日）
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一〇年二月四日政令第二〇号）**

（施行期日）
1 この政令は、平成十年七月一日から施行する。ただし、第五条第一項第六号の改正規定は、平成十年六月十七日から施行する。（経過措置）

2 この政令の施行の際現に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定により査定される物質のうち、改正後の別表第一第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ又は別表第一の二（第一百一号を除く。）に掲げる物質に該当するものについては、当該査定は、この政令の施行の日にその効力を失う。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一〇年五月二七日政令第一七九号）**

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成一一年五月二八日政令第一六二号）**

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一三年七月一一日政令第二三九号）抄**

2 この政令の施行の際現に収集、運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）が行われている第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新廃棄物処理令」という。）第三条第二号ホに規定する特定家庭用機器産業廃棄物一般廃棄物又は新廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物についてこの政令の施行後行う処分については、平成十三年九月三十日までの間は、新廃棄物処理令第三条第二号ホ及び第三号ト並びに第六条第一項第二号ハ及び第三号カの規定にいかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する廃棄物についてこの政令の施行後行う埋立場所等への排出については、平成十三年九月三十日までの間は、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第六号及び第七号の規定にいかわらず、なお従前の例による。

附 則 **（平成一一年七月二二日政令第二三二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則 **（平成一一年一二月二七日政令第四三四号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。（経過規定）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一二年六月七日政令第三二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 **（平成一二年六月七日政令第三三号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

4月一日から施行する。

附 則 **（平成一二年七月二四日政令第三九一号）抄**

（施行期日）

1 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一四年一月一七日政令第二四四二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 **（平成一四年一月二八日政令第二四四二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十四年九月二十日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年九月一〇日政令第四〇二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年九月二十七日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年九月一〇日政令第四〇二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九七号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九七号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一四年一〇月二三日政令第三三三号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一四年一〇月二三日政令第三三三号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九三号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九三号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九三号）抄**

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一五年六月二七日政令第二九七号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年九月一〇日政令第四〇二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年九月一〇日政令第四〇二号）抄**

（施行期日）
1 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。（施行期日）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九三号）抄**

（施行期日）
1 この政令（第一条を除く。）は、平成十五年四月一日から施行する。（経過措置）

附 則 **（平成一五年五月一四日政令第二九三号）抄**

（施行期日）

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

四九六号 附則 (平成一五年一二月一〇日政令第二)

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。附則 (平成一六年九月二九日政令第二)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防
止に関する法律等の一部を改正する法律(以下
「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行期日)

九三号 附則 (平成一六年九月二九日政令第二)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防
止に関する法律等の一部を改正する法律(以下
「改正法」という。)の施行の日から施行する。
ただし、次条から附則第四条まで及び附則第七
条の規定並びに附則第二十条中国土交通省組織
令(平成十二年政令第二百五十五号)附則第五
条の四を同令附則第五条の五とし、同令附則第
五条の三を同令附則第五条の四とし、同令附則
第五条の二の次に一条を加える改正規定及び同
令附則第二十六条の次に二条を加える改正規定
は、改正法附則第一条第二号の政令で定める日
(平成十六年十一月一日)から施行する。
(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第二条 改正法附則第二条第四項及び改正法附則
(船級協会等の登録の有効期間)

第二条 改正法附則第二条第四項及び改正法附則
(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ四第一
項ただし書の政令で定める独立行政法人は、独
立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合
研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独
立行政法人国立高等専門学校機構とする。

第三条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第
四項において準用する船舶安全法第二十五条の
四十八第一項の政令で定める期間については、
船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第
三条の規定を準用する。

第四条 改正法附則第六条第三項及び第十二条第
四項において準用する船舶安全法第二十五条の
五十八第三項の政令で定める費用については、
(外国船級協会等の事務所等における検査に要
する費用)

第五条 改正法附則第六条第三項の規定を準用する。
(特定オゾン層破壊物質が含む材料の使用又は
設備の設置が禁止される日)

第六条 改正法附則第九条第一項の政令で定める
日は、令和元年十二月三十一日とする。
(特定オゾン層破壊物質)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施
行令(附則第八条において「新令」という。)別表第一
の三第二十一号から第五十四号までに掲げる物質と
する。(権限の委任)

四九六号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

この政令は、平成十八年十月一日から施
行する。

九三号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

この政令は、平成十六年三月一日から施行す
る。

附則 (平成一八年七月二六日政令第二
五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施
行する。

四九六号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

(罰則に関する経過措置)

第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

九三号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

(経過措置)

第一条 この政令の施行の日から起算して一年を
経過する日までの間は、新令第十二条の六第二
項第一号イ中「質量百分率一・五パーセント」
とあるのは、「質量百分率四・五パーセント」
とする。

第二条 この政令による改正後の海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律施行令(以下「新
令」という。)別表第一の九第一号ロ及びハの
規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」)
とある。「前に建造され又は建造に着手された
船舶からの新令別表第一第三号に掲げる乙類物
質等の排出については、適用しない。

第三条 施行日前に海洋汚染等及び海上災害の防
止に関する法律(次条において「法」という。)
第九条の六第三項の規定により査定されている
物質に係る当該査定(次条第二項の規定による
査定を除く。)は、施行日にその効力を失う。

第四条 この政令による改正前の海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律施行令別表第一又
は別表第一の二に掲げる物質のうち、新令別表
第一及び別表第一の二に掲げられていないもの
を施行日以後船舶により輸送しようとする者
は、施行日前において、法第九条の六第二項
の規定による届出をすることができる。

第五条 環境大臣は、前項の届出があつたときは、施
行日前においても、同項の届出に係る物質が海
洋環境の保全の見地から有害であるかどうかに
ついて査定を行うことができる。この場合にお
いて、当該査定は、施行日にその効力を生ず
る。

第六条 附則 (平成一九年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年九月七日政令第二八
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。

附則 (平成一九年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の
防止に関する法律の一部を改正する法律(平成
十九年法律第六十二号)の施行の日から施行す
る。

附則 (平成一九年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年八月一日から施
行する。

附則 (平成一九年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施
行する。

附則 (平成一九年五月三〇日政令第一
七三号) 抄

(施行期日)

に次項の規定は、平成十八年十一月二十二日か
ら施行する。

(経過措置)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施
行する。

四九六号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

(罰則に関する経過措置)

第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

九三号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

(経過措置)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施
行する。

四九六号 附則 (平成一八年一二月一〇日政令第二)

(経過措置)

附 則
(平成二一年四月八日政令第一)

この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。
九号

(昭和九年勅令第十三号) 第四条の規定を準用する。

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

二 全ての国の領海の基線（この政令による改
正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第一条の第十項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であつて水深二百メートル以上の海域

第一条 この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及

じ。」に行わせることができる。

二九七号（施行期日）この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(揮発性物質放出防止措置手引書に係る海洋汚染等防止証書の有効期間に関する経過措置)

第六条 次に掲げる原動機（この政令による改正後¹の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下この条において「新令」といいう。）第十一の七の表第一号に規定する特定

附 則（平成二十五年一月二三日政令第一二号）抄
（施行期日）
この政令は、平成二十五年六月一日から施行する。

汚染等防止証書（改正法による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十九条の三

九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、新令第十一條の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。
附 則（平成二十五年一月二九日政令第三三四号）
この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。
附 則（平成二十五年一二月二七日政令第三三二号）

正法附則第二条第三項の規定により改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十七第一項の規定により

重機 三 平成二十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に平成二十三年一月一日以後に設置される原動機(当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。)

(施行期日)
三七二号
¹この政令は、平成二十六年六月一日から施行する。
²(罰則に関する経過措置)

(有効期間の満了する日)までとする。
第三条 改正法附則第二条第四項の政令で定める
(手数料の納付を要しない独立行政法人)

のとして国土交通省令で定めるものを含む。)
附 則 (平成二十三年四月六日政令第九七号)

（施行期日）抄
九号

第四条 改正法附則第一条第七項において準用する費用)

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

(改正法附則第二条第一項の政令で定める水域) 一月一日から施行する。

二 条 に 掲 げ る 水 域	二 号 第 前	二 号 に 掲 げ る 水 域
(1) 船舶バラスト水規制管理 条約締約国の領海等において 行われる有害水バラスト排出 要件に適合する有害水バラス ト排出であること。 (2) 船舶バラスト水規制管理 条約締約国が定める 船舶バラスト水規制管 理の規定に適合する有害水 バラスト排出であること。	(1) 日本国の領海等において 行われる有害水バラスト排出 の保全に影響を及ぼすおそれ が少なく、かつ、当該領海等 において有害水バラスト排出 を行うことがやむを得ないも のとして国土交通大臣及び環 境大臣が定める要件に適合す る有害水バラスト排出である こと。 (2) 船舶バラスト水規制管理 条約締約国が定める 船舶バラスト水規制管 理の規定に適合する有害水 バラスト排出であること。	□ 水域環境の保全に及ぼす影 響をできる限り少なくするも のとして国土交通省令で定め る方法により行われる有害水 バラスト排出である。 □ 次に掲げる要件に適合する有害 水バラスト排出であること。 イ 船舶に積まれている水バラ ストの大部が当該水域の水 と入れ替わるものとして国土 交通省令で定める方法により 行う特定水バラスト交換のた めの有害水バラスト排出であ ること。 ロ 次の(1)又は(2)に掲 げる区分に応じ、それぞれ (1)又は(2)に定める要件 に適合する有害水バラスト排 出であること。 (1) 日本国の領海等において 行われる有害水バラスト排出 の保全に影響を及ぼすおそれ が少なく、かつ、当該領海等 において有害水バラスト排出 を行うことがやむを得ないも のとして国土交通大臣及び環 境大臣が定める要件に適合す る有害水バラスト排出である こと。

二 前 条 に 掲 げ る 水 域	一 前 号 に 掲 げ る 水 域	二 前 号 に 掲 げ る 水 域
(1) 船舶バラスト水規制管理 条約締約国が定める 船舶バラスト水規制管 理の規定に適合する有害水 バラスト排出であること。	□ 次に掲げる要件に適合する有害 水バラスト排出であること。 イ 前号の表第一号下欄に規定す る方法により行われた特定水 バラスト交換の後新たに水バ ラストを積み込むことなく行 う有害水バラスト排出である こと。	□ 次に掲げる要件に適合する有害 水バラスト排出であること。 イ 前号の表第二号下欄に規定す る方法により行われた特定水 バラスト交換の後新たに水バ ラストを積み込むことなく行 う有害水バラスト排出である こと。

<p>(1) 又は(2)に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。</p> <p>(2) 船舶バラスト水規制管理 条約締約国が定める 船舶バラスト水規制管 理の規定に適合する有害水 バラスト排出であること。</p>	<p>□ 次の(1)又は(2)に掲 げる区分に応じ、それぞ (1)又は(2)に定める要件 に適合する有害水バラスト排 出であること。</p> <p>(1) 日本国の領海等において 行われる有害水バラスト排出 の保全に影響を及ぼすおそれ が少なく、かつ、当該領海等 において有害水バラスト排出 を行うことがやむを得ないも のとして国土交通大臣及び環 境大臣が定める要件に適合す る有害水バラスト排出である こと。</p>	<p>□ 次の(1)又は(2)に掲 げる区分に応じ、それぞ (1)又は(2)に定める要件 に適合する有害水バラスト排 出であること。</p> <p>(1) 日本国の領海等において 行われる有害水バラスト排出 の保全に影響を及ぼすおそれ が少なく、かつ、当該領海等 において有害水バラスト排出 を行うことがやむを得ないも のとして国土交通大臣及び環 境大臣が定める要件に適合す る有害水バラスト排出である こと。</p>
--	---	---

る要件に適合する有害水バラ
スト排出であること。

(特定現存船に関する経過措置)
特定現存船(前条各号に掲げる船舶であ
つて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水
域が存在しないため特定水バラスト交換排出
(改正附則第二条第一項に規定する特定水バ
ラスト交換排出をいう。)を行うことができる
ものとして国土交通省令・環境省令で定める
ものとのいう。以下この条において同じ。)から
行つた水域の区分ごとに、それぞれ当該各号に
掲げる要件

(改正附則第二条第一項の政令で定める日)
は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に定める日とする。
船舶バラスト水規制管理条約(新法第十七
条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規
制管理条約をいう。以下この条において同一
じ。)第十八条第1の規定により船舶バラス
ト規制管理条約が効力を生ずる日(平成二十
九年九月八日。以下この条において「条約發
効日」という。)前に建造され又は建造に着
手された船舶(次号に掲げる船舶を除く。)から
の三十六の表の下欄に掲げる設備等(新法第
五条第一項から第三項までに規定する設備に
限る。以下この条において「特定設備」とい
う。)についての新法第十九条の三十六の規
定による定期検査(新法第十九条の四十六第
二項の規定により当該定期検査を行つたもの
とみなされる同項の検査を含む。以下この条
において「新定期検査」という。)が開始さ
れる日(当該新定期検査が開始される日が當
該船舶を初めて航行の用に供しようとすると
きに行われる新定期検査が開始される日であ
るときは、その次に行われる特定設備につい
ての新定期検査が開始される日)又は令和六
年六月十七日のいずれか早い日

二 条約発効日前に建造され又は建造に着手さ
れた船舶であつて、条約発効日以後最初に行
われる特定設備についての新定期検査が令和
元年九月七日以前に行われるもの(改正法に
よる改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止
に関する法律(以下この号において「旧法」と
いう。)第十九条の三十六の表の下欄に掲
げる設備等(旧法第五条第一項から第三項ま
でに規定する設備に限る。)についての旧法
第十九条の三十六の規定による定期検査(旧
法第十九条の四十六第二項の規定により当該
定期検査を行つたものとみなされる同項の檢
査を含み、当該船舶を初めて航行の用に供し
ようとするときに行われるものを除く。)が
平成二十六年九月八日以後平成二十九年九月
七日以前に行われた船舶を除く。)条約発効

第五条 特定現存船(前条各号に掲げる船舶であ
つて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水
域が存在しないため特定水バラスト交換排出
(改正附則第二条第一項に規定する特定水バ
ラスト交換排出をいう。)を行うことができる
ものとして国土交通省令・環境省令で定める
ものとのいう。以下この条において同じ。)から
行つた水域の区分ごとに、それぞれ当該各号に
掲げる要件

<p>3 特定現存船についての新法第十九条の三十六 (有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。) の規定の適用については、同条中「初めて」と あるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に 係る部分に限る。」並びに第十九条の四十四第 一項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理 設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しな い。</p> <p>4 改正法附則第三条第八項の政令で定める 独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・ 教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立 行政法人國立高専の事務所等における検査に要す る費用</p>	<p>3 (有害水バラスト処理設備に係る部分に限る。) の規定の適用については、同条中「初めて」と あるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に 係る部分に限る。」並びに第十九条の四十四第 一項及び第三項(それぞれ有害水バラスト処理 設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しな い。</p> <p>4 改正法附則第三条第八項の政令で定める 独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・ 教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立 行政法人國立高専の事務所等における検査に要す る費用</p>
<p>第五条 特定現存船(前条各号に掲げる船舶であ つて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水 域が存在しないため特定水バラスト交換排出 (改正附則第二条第一項に規定する特定水バ ラスト交換排出をいう。)を行うことができる ものとして国土交通省令・環境省令で定める ものとのいう。以下この条において同じ。)から 行つた水域の区分ごとに、それぞれ当該各号に 掲げる要件</p>	<p>第五条 特定現存船(前条各号に掲げる船舶であ つて、その航路の周辺に附則第二条に掲げる水 域が存在しないため特定水バラスト交換排出 (改正附則第二条第一項に規定する特定水バ ラスト交換排出をいう。)を行うことができる ものとして国土交通省令・環境省令で定める ものとのいう。以下この条において同じ。)から 行つた水域の区分ごとに、それぞれ当該各号に 掲げる要件</p>

<p>第六条 改正法附則第三条第八項の政令で定める 独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・ 教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立 行政法人國立高専の事務所等における検査に要す る費用</p>	<p>第六条 改正法附則第三条第八項の政令で定める 独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・ 教育機構、独立行政法人海技教育機構及び独立 行政法人國立高専の事務所等における検査に要す る費用</p>
--	--

<p>第七条 改正法附則第五条第二項において準用す る船舶安全法第十五の五十八第三項の政令 で定める費用については、船舶安全法施行令 (昭和九年勅令第十三号)第四条の規定を準用す る</p>	<p>第七条 改正法附則第五条第二項において準用す る船舶安全法第十五の五十八第三項の政令 で定める費用については、船舶安全法施行令 (昭和九年勅令第十三号)第四条の規定を準用す る</p>
---	---

事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

附 則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年八月一二日政令第二九五号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十二条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されていいる原動機

二 この政令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 平成二十七年十二月三十一日以前に建造され、手された船舶に平成二十八年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 平成二十八年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

附 則 (平成二七年一月一一日政令第三七六号) 抄

(施行期日)

第一 条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本について効力を生ずる日又は平成二十八年四月一日のいずれか早い日から施行する。ただし、第二条第十二号イ、第三条第三号、第四条の二第二号ロ、第六条第一項第一号から第三号まで及び第六条の五第五項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定（同条第五号リ(1)」を「同条第五号ヌ(1)」に改める部分及び

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

附 則 (平成二十七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三〇日政令第八六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月九日政令第五七五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の施行する。

附 則 (平成二八年一二月一六日政令第三八三号)

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一八日政令第二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日政令第一六三号)

この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令は、令和二年一月一日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、令和元年六月一日から施行する。ただし、第十二条の十の表第二号の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれたる。ただし、第十二条の十の表第二号の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、令和元年六月一日から施行する。

附 則 (令和二年八月一三日政令第二四五号)

(施行期日)

附 則 (令和二年八月一三日政令第二四五号)

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第一条の二関係)

一 X類物質等

イ X類物質

アクリル酸デシル

アジピン酸ジノルマルヘキシル

アセトクロール

アラクロー（濃度が九十重量パーセント以上のもに限る。）

（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）

アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのもの混合物に限る。）

アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）

アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）

アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）

アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

エトキシ化ブロボキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十一から十六までのもの及びその混合物に限る。）

塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、七までのもの及びその混合物であつて、七までのもの及びその混合物に限る。）

塩化パラフィン（炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）

オレイン酸アミン

オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。）に限る。）

第一 条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月二五日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定

（施行期日）

(28)	五重量パーセントを超えるものに限る。)
(29)	ジイソプロピルベンゼン
(30)	ジクロロブロパン及びジクロロブロペ
(31)	ンの混合物
(32)	ジクロロベンゼン
(33)	二・六一ジターシヤリブチルフェノ
(34)	ール ジチオカルバミン酸アルキル（アルキ
(35)	ル基の炭素数が七から十八までのもの及 びアルキル基の炭素数が七から三十五ま でのものの混合物（アルキル基の炭素数 が七から十八までのものを含むものに限 る。）に限る。）
(36)	ジニトロトルエン
(37)	ジフェニル
(38)	ジフェニル及びジフェニルエーテルの
(39)	混合物 ジフェニルエーテル
(40)	ジフェニルエーテル及びビフェニルフ
(41)	エニルエーテルの混合物 多環式芳香族化合物（環の数が二以上 のもの及びその混合物に限る。）
(42)	炭化水素ワックス
(43)	テトラメチルベンゼン
(44)	テレピン油
(45)	デカノン（ネオデカノンを除く。）
(46)	デシルオキシテトラヒドロチオフェン 一一一、四一トリクロロベンゼン
(47)	トリメチルベンゼン
(48)	トリエチルベンゼン
(49)	一、二、三一トリクロロベンゼン
(50)	一、二、四一トリクロロベンゼン
(51)	トリメチルベンゼン
(52)	ドデシルヒドロキシプロピルスルフ

(74) ポリイソブチレン (重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。)	(73) ベンタエチレンヘキサミン	(72) プロピレン四量体
(75) ミルセン	(76) メチルシクロベンタジエニルマンガン	
(77) N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム塩溶液	(78) メチルターシヤリベンチルエーテル	
(79) メチルナフタレン	(80) N-(二-メトキシ-1-メチルエチル)-1-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド	
(81) メルカブトベンゾチアゾールナトリウム塩溶液	(82) ラウリン酸	
(83) 煙酸アルキルアリール (煙酸ジフェニルトリルの含有率が四十重量パーセントを超えるものであつて、オルト異性体が〇・〇二重量パーセント未満のものに限る。)	(84) 煙酸トリイソブロピルフェニル	
(85) 煙酸トリキシリル	(86) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの	
(87) 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質	(88) 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質	
(89) イ(86) を除く。、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ又は別表第一の二(第二十三号を除く。)に掲	(90) イ(86) を除く。、口若しくはハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ(86) を除く。、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ、第三号イ、口若しくはハ又は別表第一の二(第二十三号を除く。)に掲	

げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ）（8-6）に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ（（8-6）を除く。）、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ、第三号イ、口若しくはハ又は同表（第二十三号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表示した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの。化学廃液（イ、口若しくはハ、次号イ、口若しくはハ又は第三号イ、口若しくはハに掲げる物質を一以上含む廃液であつて、イから三まで、次号、第三号及び別表第一の二に掲げる物質に該当するもの以外のものをいう。）

(34) 長鎖アルキルアリールボリエーテル
 ルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。)

(35) 長鎖アルキルアリールホン酸バリウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)

(36) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)

(37) 長鎖アルキルアリールボリエーテル
 (アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。)

(38) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)

(39) アルキルエステル共重合体(アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。)

(40) アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。)

(41) アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレンクリコール及びホウ砂の混合物(エチレンクリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。)

(42) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)

(43) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。)

(44) 長鎖アルキルジオカルバミドのモリブデンボリスルフィド錯体

(45) アルキルジチオアジアゾール(アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。)

(46) アルキルジチオ磷酸亜鉛(アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。)

(47) アルキルジフェニルアミン

(48) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液(アルキル基の炭素数が十四から十七ま

(49) 数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)

(50) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(51) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(52) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

(53) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

(54) 長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）

(55) エノールの混合物

(56) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）

(57) アルキルフェノールポリエチレート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(58) アルキルフェノールポリエチラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）

(59) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

(60) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

(61) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(62) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）

(63) アルキルベンゼンの蒸留残留物

(64) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセント以上のものに限る。）であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(65) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(66) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(67) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛

(68) アルケン酸ボリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩

(69) アンモニア水（濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。）

(70) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

(71) イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物

(72) イソブレン

(73) イソブロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）

(74) イソブロピルエーテル

(100) テル	(99) エチレンギリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエスチルアミドの混合物(エチレンギリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのもに限る。)	(98) イソホロジアンジアミン	(97) イソホロンジイソシアナート	(96) イソホロニール	(95) イソホロニアミン	(94) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(93) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(92) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(91) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(90) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(89) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(88) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(87) イソホロニアミン四酢酸四ナトリウム	(86) ウンデカン酸	(85) ウンデカン酸	(84) エタノールアミン	(83) エチリデンノルボルネン	(82) エチルアミン及びその溶液(濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。)	(81) エチルシクロヘキサン	(80) エチルシクロヘキシルアミン	(79) エチルシクロヘキシルアミン	(78) エチルシクロヘキシルアミン	(77) エチルシクロヘキシルアミン	(76) エチルシクロヘキシルアミン	(75) イソプロピルシクロヘキサン
----------	---	------------------	--------------------	--------------	---------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------	-------------	---------------	------------------	---	-----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

(129) キシレノール	(128) キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	(130) キシレン	(131) キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。)	(132) 吉草酸	(133) 吉草酸及び酪酸二メチルの混合物(吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。)	(134) ギ酸	(135) ギ酸セシウム溶液	(136) 魚油	(137) クレゾール	(138) クレゾールナトリウム塩溶液	(139) クロロ酢酸(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)	(140) クロロスルホン酸	(141) クロロトルエン	(142) オルトクロロニトロベンゼン	(143) クロロヒドリン(粗製のものに限る。)	(144) クロロフュニル	(145) クロロベンゼン	(146) クロロホルム	(147) 四一クロロ二メチルフェノキシン酢酸ジメチルアミン塩溶液	(148) グリオキサール溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	(149) グリオキシル酸溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)	(150) グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アセトアルデヒドの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。)	(151) グリセリンモノオレイン酸	(152) カカオ脂	(101) エチレンギリコールモノブチルエーテルセタート	(102) エチレンギリコールモノメチルエーテルエチレンシアノヒドリン	(103) エチレンジアミン	(104) エチレンジアミン	(105) エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム	(106) エトキシン化長鎖アルコキシアルキルアミン(アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)	(107) タン	(108) エピクロロヒドリン	(109) タン	(110) タン	(111) タン	(112) タン	(113) タン	(114) タン	(115) タン	(116) タン	(117) タン	(118) タン	(119) タン	(120) タン	(121) タン	(122) タン	(123) タン	(124) タン	(125) タン
--------------	-------------------------------	------------	---	-----------	---	----------	----------------	----------	-------------	---------------------	------------------------------------	----------------	---------------	---------------------	--------------------------	---------------	---------------	--------------	-----------------------------------	--	--	---	--------------------	------------	------------------------------	-------------------------------------	----------------	----------------	-------------------------	--	----------	-----------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

(126) オリーブ油	(127) オレイン酸	(128) オレイン酸カリウム	(129) オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)	(130) オクタノール	(131) オクタノール	(132) オクタノール	(133) オクタノール	(134) オクタノール	(135) オクタノール	(136) オクタノール	(137) オクタノール	(138) オクタノール	(139) オクタノール	(140) オクタノール	(141) オクタノール	(142) オクタノール	(143) オクタノール	(144) オクタノール	(145) オクタノール	(146) オクタノール	(147) オクタノール	(148) オクタノール	(149) オクタノール	(150) オクタノール	(151) オクタノール	(152) オクタノール	(153) オクタノール
-------------	-------------	-----------------	---	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(154) グルタルアルデヒド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)	(155) コールタールナフサソルベント	(156) けい酸ナトリウム溶液	(157) こはく酸ジメチル	(158) 米ぬか油	(159) 混酸(硝酸及び硫酸の混合物に限る。)	(160) 魚サライード(ギ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	(161) 酢酸二エトキシエチル	(162) 酢酸シクロヘキシル	(163) 酢酸トリデシル	(164) 酢酸ノルマルマップロピル	(165) 酢酸ノルマップロピル	(166) 酢酸ビニル	(167) 酢酸ブチル	(168) 酢酸ヘキシル	(169) 酢酸ヘプチル	(170) 酢酸ベンジル	(171) 酢酸ベンジル	(172) 酢酸三メトキシブチル	(173) サフラワー油	(174) サリチル酸メチル	(175) 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物(酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。)	(176) 一・二・二・一酸化ブチレン	(177) シアバター	(178) 四塩化炭素	(179) シクロアルカソ(炭素数が十以上のものに限る。)	(180) シクロアルカソ(炭素数が十以上のものに限る。)	(181) シクロヘキサノール及びシクロヘキサノール	(182) ノンの混合物
--	----------------------	------------------	----------------	------------	--------------------------	--	------------------	-----------------	---------------	--------------------	------------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	------------------	--------------	----------------	---	---------------------	-------------	-------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------------	--------------

[189]	シクロヘキサン
[184]	一・二ーシクロヘキサンジカルボン酸
[183]	ジイソノニルエステル
[185]	シクロヘキシルアミン
[186]	一・三ーシクロペントタジエン二量体
[187]	シクロヘキシタン
[188]	シクロヘキシテン
[189]	シクロヘキシエン、一・三ペントタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三ペントタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
[190]	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）
[191]	脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
[192]	脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。）
[193]	脂肪酸の二一エチルヘキシルエステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）
[194]	脂肪酸メチルエステル
[195]	直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）
[196]	脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）
[197]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
[198]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
[199]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

[200]	て重合度が七から十二までのものを除く。及びその混合物に限る。）
[201]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が二十以上のもとの及びその混合物に限る。）
[202]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコンダリアルコールでの炭素数が十七のものを除く。）及びその混合物に限る。）
[203]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでの炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）
[204]	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでの炭素数が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）
[205]	臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。）
[206]	硝酸
[207]	硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液
[208]	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液
[209]	硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。）
[210]	植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）
[211]	次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のもとのに限る。）
[212]	次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のもとのに限る。）
[213]	ジイソブチルケトン
[214]	ジイソブチレン
[215]	ジイソプロピルアミン
[216]	ジイソブロピルナフタレン

[217]	ジエタノールアミン
[218]	二・六ージエチルアミニン
[219]	ジエチルアミノエタノール
[220]	ジエチルベンゼン
[221]	一・四一ジオキサン
[222]	二・四一ジクロロフェノール
[223]	二・四一ジクロロフエノキシ酢酸ジエチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
[224]	二・四一ジクロロエタン
[225]	二・四一ジクロロフエノキシ酢酸ジエチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
[226]	二・四一ジクロロアルミニウムアミド
[227]	二・四一ジクロロフエノキシ酢酸トリチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
[228]	三・四一ジクロロ一トプテン
[229]	一・一ジクロロプロパン
[230]	一・二一ジクロロプロパン
[231]	二・二一ジクロロプロピオン酸
[232]	二・二一ジクロロプロピオニ酸
[233]	ジクロロメタン
[234]	ジシクロペントタジエン及びジシクロペントタジエン二量体の混合物（ジシクロペントタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のもの及びその混合物に限る。）
[235]	ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。）
[236]	ジフェニルアミン
[237]	ジフェニルアミン及び二・二・四一トリアミン
[238]	ジフェニルアミン及び二・二・四一トリアミン
[239]	リメチルペントテンの反応生成物
[240]	ジフェニルメタンジイソシアナート
[241]	ジブチルアミン
[242]	ジブチルアルミニウム
[243]	ジブロモエタノールアミン
[244]	ジブロモエタノール
[245]	ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）
[246]	ジメチルエタノールアミン
[247]	ジメチルオクタン酸
[248]	N・N—ジメチルシクロヘキシラミン
[249]	ジメチルジスルフィド
[250]	ジメチルホルムアミド
[251]	ジメチルホルムアミド
[252]	ジメチルポリシロキサン
[253]	ジャトロファ油
[254]	重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）
[255]	水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）
[256]	水酸化カリウム溶液
[257]	水酸化カルシウム
[258]	水酸化ナトリウム溶液
[259]	水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のもとのに限る。）の混合溶液
[260]	スチレン
[261]	スルホラン
[262]	石油スルホン酸ナトリウム
[263]	ターシヤリドデカシチオール
[264]	タロー
[265]	タロー脂肪酸
[266]	大豆油
[267]	大豆油脂肪酸メチルエステル

[268]	ジブロモエタノールアミン
[269]	ジブロモエタノール
[270]	ジメチルアミン
[271]	ジメチルジスルフィド
[272]	ジメチルホルムアミド
[273]	ジメチルホルムアミド
[274]	ジメチルオクタン酸
[275]	ジメチルエタノールアミン
[276]	ジメチルエタノール
[277]	ジメチルジスルフィド
[278]	ジメチルホルムアミド
[279]	ジメチルホルムアミド
[280]	ジメチルホルムアミド
[281]	ジメチルホルムアミド
[282]	ジメチルホルムアミド
[283]	ジメチルホルムアミド
[284]	ジメチルホルムアミド
[285]	ジメチルホルムアミド
[286]	ジメチルホルムアミド
[287]	ジメチルホルムアミド
[288]	ジメチルホルムアミド
[289]	ジメチルホルムアミド
[290]	ジメチルホルムアミド
[291]	ジメチルホルムアミド
[292]	ジメチルホルムアミド
[293]	ジメチルホルムアミド
[294]	ジメチルホルムアミド
[295]	ジメチルホルムアミド
[296]	ジメチルホルムアミド
[297]	ジメチルホルムアミド
[298]	ジメチルホルムアミド
[299]	ジメチルホルムアミド
[300]	ジメチルホルムアミド

(325) (324) (323) (322) (321) (320) (319) (318) (317) (316) (315)	トリメチル酢酸 オルトトルイジン トルエン ドデカン ドデシルアルコール ドデシルキシレン ドデシルベンゼン 一ードデゼン
(309) (308) (307) (306) (305) (304) (303) (302) (301) (300) (299) (298) (297)	菜種油 菜種油脂肪酸メチルエステル ナトリウムメトキシド（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。） ナフタレン（粗製のものに限る。） ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 ニトロエタン
(313) (312) (311) (310)	ニトロエタン及び一ニトロブロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。） ニトロエタン及びニトロブロバンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。）
(314)	オルトニトロトルエン パラニトロトルエン オルトニトロブロノール 一一ニトロブロパン 二一一ニトロブロパン ニトロベンゼン 尿素及び磷酸アンモニウムの混合溶液 二硫化炭素 ネオデカソ酸ビニル ノナン酸

(352)	(353)	(354)	ひまわり油
(353)	(354)	ビス(ニ-クロロイソプロピル)エーテル	ビス(ニ-クロロエチル)エーテル
(354)	(355)	ビスフェノールFのジグリシジルエーテル	ビスフェノールFのジペラジン溶液(濃度が六十八重量百分率のものに限る。)
(355)	(356)	ビニルトルエン	ピペラジン溶液(濃度が六十八重量百分率のものに限る。)
(356)	(357)	ピリジン	ピリジン
(357)	(358)	フェノール	フェノール
(358)	(359)	フタル酸ジウニデシル	フタル酸ジウニデシル
(359)	(360)	フタル酸ジエチル	フタル酸ジエチル
(360)	(361)	フタル酸ジオクチル	フタル酸ジオクチル
(361)	(362)	フタル酸ジトリデシル	フタル酸ジトリデシル
(362)	(363)	フタル酸ジノニル	フタル酸ジノニル
(363)	(364)	フタル酸ジヘキシル	フタル酸ジヘキシル
(364)	(365)	フタル酸ジヘプチル	フタル酸ジヘプチル
(365)	(366)	フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物	フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物
(366)	(367)	チル	チル
(367)	(368)	フルフリルアルコール	フルフリルアルコール
(368)	(369)	ブチルアミン	ブチルアミン
(369)	(370)	ブチルアルデヒド	ブチルアルデヒド
(370)	(371)	ガムマブチロラクトン	ガムマブチロラクトン
(371)	(372)	直鎖不飽和脂肪酸(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)	直鎖不飽和脂肪酸(炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。)
(372)	(373)	パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。)	パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。)

(408) (407) (406)	(405) (404) (403) (402) (401)	(400) (399) (398)	(397) (396) (395)	(394) (393) (392)	(391) (390) (389)	(388) (387) (386) (385)	(384) (383) (382)	(381) (380)
飽和脂肪酸（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）	ホスホン酸水素ジブチル	物質を含むものを除く。）	上の粗製ベンゼンを含み、前号に掲げる物質を含むものを除く。）	ヘキシルアルコール（メチルベンズルアルコールを除く。）	ヘキシルアルコール（メチルベンズルアルコールを除く。）	ヘキサメチレンジアミン及びその溶液	四一ビス（ヘキサデシル）ナフタレンの混合物	ヘキサメチレンジオール（蒸留物に限る。）
ホルムアミド	（405）	（404）	（403）	（402）	（401）	（400）	（399）	（398）
（406）	（405）	（404）	（403）	（402）	（401）	（400）	（399）	（398）
（407）	（406）	（405）	（404）	（403）	（402）	（401）	（400）	（399）
（408）	（407）	（406）	（405）	（404）	（403）	（402）	（401）	（400）

(409)	ホルムアルデヒド溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
(410)	ホワイトスピリット（芳香族系成分の含有量が十五重量パーセント以上二十重量パーセント以下のものに限る。）
(411)	ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が十八から二十二までのもの及びその混合物に限る。）のキシン溶液
(412)	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）
(413)	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）
(414)	ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液
(415)	ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液
(416)	ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもとの及びその混合物に限る。）
(417)	ポリエチレンボリアミン（ペンタエチレンヘキサンを除く。）
(418)	ポリエチレンボリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）
(419)	ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）
(420)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）
(421)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(422)	ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィンアミドアルケンアミンのもの及びその混合物に限る。）
(423)	ポリオール

(424)	ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(425)	ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液
(426)	ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(427)	ポリオレフィンエチオホスホン酸バリウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(428)	ポリオレフィンエノールアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）
(429)	ポリオレフィンボリアミンこはく酸イミドのオキシフルフィドモリブデン錯体
(430)	ポリシロキサン
(431)	ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液
(432)	ポリブテン
(433)	ポリブテニルこはく酸イミド
(434)	ポリブロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。）
(435)	ポリメチレンボリフェニルイソシアナート
(436)	無水フタル酸
(437)	マンゴー核油
(438)	無水硫酸第二鉄溶液
(439)	無水プロピオン酸
(440)	メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物
(441)	メタクリル酸エイコシル
(442)	メタクリル酸エイコシル
(443)	メタクリル酸エイコシル

(444)	メタクリル酸エチル
(445)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物
(446)	メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペニタデシルの混合物
(447)	メタクリル酸ノニル
(448)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレンープロピレン共重合体の混合物
(449)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(450)	メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレンープロピレン共重合体の混合物
(451)	メタクリル酸ボリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）
(452)	メタクリル酸メチル
(453)	メタクリル樹脂の一・二ジクロロエタン溶液
(454)	メタクリロニトリル
(455)	メチルアミノリノ
(456)	メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。）
(457)	メチルアルコール
(458)	二一メチル一六一エチルアニリン
(459)	二一メチル一五一エチルピリジン
(460)	メチルシクロヘキサン
(461)	メチルシクロヘキサン二量体
(462)	メチルジエタノールアミン
(463)	アルファメチルスチレン
(464)	三一（メチルチオ）プロピオンアルデヒド
(465)	N-メチル一一ピロリドン
(466)	メチルブチルケトン（メチルイソブチケトンを除く。）
(467)	メチルブテノール
(468)	モノオレイン酸ボリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のものに限る。）
(469)	モルホリン

(1) 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質	(41) やし油 やし油脂脂肪酸 やし油脂脂肪酸メチルエステル ラード 酪酸 酪酸エチル 酪酸ブチル 酪酸メチル ラクトニトリル溶液 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。) 落花生油
(2) (42) 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩 (アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)	(42) ラクトニトリル溶液 (濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。)
(3) (43) 硫化アンモニウム溶液 (濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。)	(43) 硫化炭化水素 (炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)
(4) (44) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液	(44) 硫化アンモニウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)
(5) (45) パーベンゼン (アルキル基の炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)	(45) パーベンゼン (アルキル基の炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。)
(6) (46) 硫酸アルミニウム溶液	(46) 硫酸アルミニウム溶液 (濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)
(7) (47) 硫酸ジエチル	(47) 硫酸ジエチル
(8) (48) 燃酸水素ジ一二一エチルヘキシル	(48) 燃酸水素ジ一二一エチルヘキシル
(9) (49) 燃酸トリリチル	(49) 燃酸トリリチル
(10) (50) レジン油 (蒸留物に限る。)	(50) レジン油 (蒸留物に限る。)
(11) (51) ロジン	(51) ロジン

(12) (52) 口	ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
	二 口若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号十三号を除く。以下この表において同じ。第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物 (前号イ (86) に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ (86) を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る) であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの
	三 イ Z類物質
(1) (13) アルキルアリールスルホン酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	(1) (13) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物 (エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)
(2) (14) 共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	(2) (14) アルキルフェニルプロポキシラート (アルキル基の炭素数が九から十五まで超えるものに限る。)
(3) (15) アセトニトリル	(3) (15) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物 (エチレングリコールの濃度が九から十五まで超えるものに限る。)
(4) (16) アセト酢酸エチル	(4) (16) アルミニケイ酸ナトリウム (アルミニケイ酸ナトリウムのもの及びその混合物に限る。)
(5) (17) アセトニトリル (濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)	(5) (17) 安息香酸ナトリウム (アルミニケイ酸ナトリウムのもの及びその混合物に限る。)
(6) (18) アセトン	(6) (18) アルミニケイ酸ナトリウム (アルミニケイ酸ナトリウムのもの及びその混合物に限る。)
(7) (19) アミノエチルエタノールアミン	(7) (19) エチルタルーシャリベンチルエーテル (エチルタルーシャリベンチルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(8) (20) 溶液	(8) (20) エチルタルーシャリベンチルエーテル (エチルタルーシャリベンチルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(9) (21) ミノエチルジエタノールアミンの混合溶液	(9) (21) エチルブantanジニトリル及び二二エチルブantanジニトリルの混合物 (二二エチルブantanジニトリルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(10) (22) ニルエーテルの混合物	(10) (22) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(11) (23) ニルエーテル	(11) (23) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(12) (24) ニルエーテル	(12) (24) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(13) (25) ニルエーテル	(13) (25) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(14) (26) ニルエーテル	(14) (26) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(15) (27) ニルエーテル	(15) (27) エチレンギリコールモノフェニルエーテル (エチレンギリコールモノフェニルエーテルの濃度が二十一重量パーセント以下のものに限る。)
(16) (28) ニルエーテル	(16) (28) 塩化アンモニウム溶液 (濃度が二十五回りのものに限る。)
(17) (29) ニルエーテル	(17) (29) 塩化アンモニウム溶液 (濃度が二十五回りのものに限る。)
(18) (30) ニルエーテル	(18) (30) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硫酸マグネシウムの混合溶液
(19) (31) ニルエーテル	(19) (31) 塩化コリン溶液
(20) (32) ニルエーテル	(20) (32) 塩化マグネシウム溶液
(21) (33) ニルエーテル	(21) (33) 塩酸
(22) (34) ニルエーテル	(22) (34) 塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)
(23) (35) ニルエーテル	(23) (35) カプロラクタム及びその溶液
(24) (36) ニルエーテル	(24) (36) ギ酸イソブチル
(25) (37) ニルエーテル	(25) (37) ギ酸カリウム溶液
(26) (38) ニルエーテル	(26) (38) ギ酸の混合物 (ギ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下のものに限る。)
(27) (39) ニルエーテル	(27) (39) ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
(28) (40) ニルエーテル	(28) (40) クロロプロピオニ酸 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
(29) (41) ニルエーテル	(29) (41) 挖削用ブライン (臭化カルシウムを含むものに限る。)
(30) (42) ニルエーテル	(30) (42) ギリセリンエトキシラート及びグリセリンナトリウム塩溶液
(31) (43) ニルエーテル	(31) (43) グリコール酸溶液 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
(32) (44) ニルエーテル	(32) (44) グリコール酸溶液 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
(33) (45) ニルエーテル	(33) (45) グリシンナトリウム塩溶液
(34) (46) ニルエーテル	(34) (46) グリセリン
(35) (47) ニルエーテル	(35) (47) グリセリンエトキシラート及びグリセリン
(36) (48) ニルエーテル	(36) (48) グリセリンエトキシラート、グリセリンエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物
(37) (49) ニルエーテル	(37) (49) グリセリンプロポキシラート
(38) (50) ニルエーテル	(38) (50) グリセリンプロポキシラート及びソルビトルプロポキシラートの混合物 (アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。)
(39) (51) ニルエーテル	(39) (51) 魚たんぱく質濃縮物 (ギ酸の含有量が十重量パーセント以下のものに限る。)

(52) (52) 口	四 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硫酸マグネシウムの混合溶液
	五 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硫酸マグネシウムの混合溶液
	六 塩化コリン溶液
	七 塩化マグネシウム溶液
	八 塩酸
	九 塩素酸ナトリウム溶液 (濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。)
	十 カプロラクタム及びその溶液
	十一 ギ酸イソブチル
	十二 ギ酸カリウム溶液
	十三 ギ酸の混合物 (ギ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下のものに限る。)
	十四 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	十五 クロロプロピオニ酸 (濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)
	十六 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	十七 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	十八 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	十九 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十一 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十二 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十三 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十四 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十五 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十六 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十七 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十八 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	二十九 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十一 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十二 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十三 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十四 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十五 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十六 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十七 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十八 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	三十九 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十一 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十二 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十三 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十四 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十五 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十六 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十七 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十八 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	四十九 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)
	五十 ギ酸ナトリウムを含むものに限る。)

(56) 酢酸ナトリウム溶液 及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物	(55) 酢酸ナトリウム溶液	(54) 醋酸イソプロピル
(57) 酢酸メチル	(56) 酢酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物	酢酸エチル
(58) 酸化メチル	(57) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸イソプロピル
(59) 酸化チタン	(58) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル
(60) 酸素含有脂肪族炭化水素	(59) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル
(61) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム	(60) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル
(62) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム	(61) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル
(63) 塩溶液	(62) 酢酸ナトリウム溶液	酢酸エチル
(64) 酒類	(63) 塩溶液	酢酸エチル
(65) 重量パーセント以下のものに限る。硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	(64) 重量パーセント以下のものに限る。硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十三重量パーセント以下に限る。）	酢酸エチル
(66) パーセント以下ものに限る。ジアセトンアルコール	(65) 重量パーセント以下ものに限る。硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	酢酸エチル
(67) 二・六一ジアミノヘキサン酸磷酸塩溶液	(66) パーセント以下ものに限る。ジアセトンアルコール	酢酸エチル
(68) ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）ジイソプロパノールアミン	(67) 二・六一ジアミノヘキサン酸磷酸塩溶液	酢酸エチル
(69) ジエチルエーテル	(68) ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）ジイソプロパノールアミン	酢酸エチル
(70) ジエチルエーテル	(71) トリアセチルグリセリン	酢酸エチル
(71) ジエチレングリコール	(72) トリイソプロパノールアミン	酢酸エチル
(72) ジエチレンギリコールジエチルエーテル	(73) トリエタノールアミン	酢酸エチル
(73) ジエチレングリコールジブチルエーテル	(74) トリプロピレンジオール	酢酸エチル
(74) ウム塩溶液	(75) トリメチロールプロパンプロキシラート	酢酸エチル
(75) 一・一ジクロロエタン	(76) ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液	酢酸エチル
(76) ジブロピレングリコール	(77) パラアルデヒド	酢酸エチル
N・N-ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下ものに限る。）	(78) 二-ヒドロキシ-四-（メチルチオ）	酢酸エチル

(102) 酚酸ビニルエチルエーテル	(101) (100) (99) (98) (97) (96) 尿素溶液	(103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) ブチルアルコール
		ブチレングリコール
		ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から八までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。）
		スルホン化ポリアクリル酸エステル
		ジオール及びその溶液
		水酸化マグネシウム
		硫酸ナトリウム溶液
		炭酸エチレン
		炭酸ナトリウム溶液
		炭酸水素ナトリウム溶液
		硫酸水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）
		炭酸プロピレン
		チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
		テトラエチレングリコール
		テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）
		テトラヒドロフラン
		トリアセチルグリセリン
		トリイソプロパノールアミン
		トリエタノールアミン
		トリプロピレンジオール
		トリメチロールプロパンプロキシラート
		ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液
		一・六一ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）
		ヘキシレングリコール
		ペンチルアルコール
		ヘキサメチレンジアミンジペート溶
		一テル
		プロピレングリコールモノアルキルエーテル
		プロピレングリコールメチルエーテル
		プロピレングリコールメチルエーテル
		無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液
		メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシボリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
		メタクリル酸ブチル
		無水酢酸
		ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水溶性ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）
		ポリブロピレングリコール
		ポリ磷酸アンモニウム溶液
		無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）
		ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
		ポリ塩化アルミニウム溶液

(122) ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル	(123) ルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
	ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水溶性ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）
	ブチレングリコール
	ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から八までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。）
	スルホン化ポリアクリル酸エステル
	ジオール及びその溶液
	水酸化マグネシウム
	硫酸ナトリウム溶液
	炭酸エチレン
	炭酸ナトリウム溶液
	炭酸水素ナトリウム溶液
	硫酸水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）
	炭酸プロピレン
	チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
	テトラエチレングリコール
	テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）
	テトラヒドロフラン
	トリアセチルグリセリン
	トリイソプロパノールアミン
	トリエタノールアミン
	トリプロピレンジオール
	トリメチロールプロパンプロキシラート
	ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液
	一・六一ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）
	ヘキシレングリコール
	ペンチルアルコール
	ヘキサメチレンジアミンジペート溶
	一テル
	プロピレングリコールモノアルキルエーテル
	プロピレングリコールメチルエーテル
	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液
	メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシボリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
	メタクリル酸ブチル
	無水酢酸
	ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水溶性ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）
	ポリブロピレングリコール
	ポリ磷酸アンモニウム溶液
	無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）
	ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
	ポリ塩化アルミニウム溶液

(124) ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル	(125) ルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
	ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水溶性ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）
	ブチレングリコール
	ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであつて、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から八までのものであつて、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。）
	スルホン化ポリアクリル酸エステル
	ジオール及びその溶液
	水酸化マグネシウム
	硫酸ナトリウム溶液
	炭酸エチレン
	炭酸ナトリウム溶液
	炭酸水素ナトリウム溶液
	硫酸水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）
	炭酸プロピレン
	チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）
	テトラエチレングリコール
	テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。）
	テトラヒドロフラン
	トリアセチルグリセリン
	トリイソプロパノールアミン
	トリエタノールアミン
	トリプロピレンジオール
	トリメチロールプロパンプロキシラート
	ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液
	一・六一ヘキサンジオール（蒸留物を除く。）
	ヘキシレングリコール
	ペンチルアルコール
	ヘキサメチレンジアミンジペート溶
	一テル
	プロピレングリコールモノアルキルエーテル
	プロピレングリコールメチルエーテル
	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液
	メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシボリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）
	メタクリル酸ブチル
	無水酢酸
	ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水溶性ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。）
	ポリブロピレングリコール
	ポリ磷酸アンモニウム溶液
	無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十までのもの及びその混合物に限る。）
	ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）
	ポリ塩化アルミニウム溶液

(146) ラテックス (スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。)
(147) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液
(148) リグニンスルホン酸カルシウム溶液
(149) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液
(150) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液
(151) L-リジン溶液 (濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。)
(152) 硫化アルキルエノール (アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。)
(153) 硫化脂肪 (炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。)
(154) 硫化水素ナトリウム溶液 (濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)
(155) 硫化ボリオレフィンアミドアルケンアミン (ボリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。)
(156) 硫酸アンモニウム溶液
(157) 硫酸ナトリウム溶液
(158) 燃酸
(159) 燃酸水素アンモニウム溶液
(160) 燃酸トリエチル

口 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして指定する物質
ハ 法第九条の六第三項の規定により海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものと査定されている物質
ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ(8-6)を除く。)及びロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質のみから成るものと除く。)及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(第一号イ(8-6)に
合物
二十一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質
二十二 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質
二十三 前各号に掲げる物質のみから成る混

掲げる油性混合物を除き、同条第一号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。
別表第一の二(第一条の三関係)
一 塩化カリウム溶液 (濃度が二十六重量パーセント未満のものに限る。)
二 オレンジ果汁
三 カオリン
四 還元でん粉加水分解物
五 グリセリンエトキシシラート
六 グルコース溶液
七 植物性たんぱく質溶液 (加水分解したものに限る。)
八 石炭
九 ソルビトール溶液
十 炭酸カルシウム
十一 炭酸水素ナトリウム溶液 (濃度が十重量パーセント未満のものに限る。)
十二 糖みつ
十三 トリエチレングリコール
十四 二酸化けい素
十五 粘土
十六 プロピレングリコール
十七 マルチトール溶液
十八 水
十九 りんご果汁
二十 レシチン
二十一 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害でないものとして指定する物質
二十二 法第九条の六第三項の規定により、海洋環境の保全の見地から有害でないものと査定されている物質
二十三 前各号に掲げる物質のみから成る混

備考 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

二十四 テトラクロロフルオロエタン (別名H CFC-12-1)
二十五 トリクロロジフルオロエタン (別名H CFC-12-2)
二十六 ジクロロトリフルオロエタン (別名H CFC-12-3)
二十七 クロロテトラフルオロエタン (別名H CFC-12-4)
二十八 トリクロロフルオロエタン (別名H CFC-13-1)
二十九 ジクロロジフルオロエタン (別名H CFC-13-2)
三十 クロロトリフルオロエタン (別名H CFC-13-3)
三十一 ジクロロフルオロエタン (別名H CFC-14-1)
三十二 クロロジフルオロエタン (別名H CFC-14-2)
三十三 クロロフルオロエタン (別名H CFC-14-3)
三十四 ヘキサクロロフルオロプロパン (別名H CFC-12-2)
三十五 ペンタクロロジフルオロプロパン (別名H CFC-12-2)
三十六 テトラクロロトリフルオロプロパン (別名H CFC-12-3)
三十七 トリクロロテトラフルオロプロパン (別名H CFC-12-4)
三十八 テトラクロロベンタフルオロプロパン (別名H CFC-12-5)
三十九 クロロヘキサフルオロプロパン (別名H CFC-12-6)
四十 ベンタクロロフルオロプロパン (別名H CFC-12-7)
四十一 テトラクロロジフルオロプロパン (別名H CFC-12-8)
四十二 トリクロロトリフルオロプロパン (別名H CFC-12-9)
四十三 ジクロロテトラフルオロプロパン (別名H CFC-12-10)
四十四 クロロベンタフルオロプロパン (別名H CFC-12-11)
四十五 テトラクロロフルオロプロパン (別名H CFC-12-12)
四十六 トリクロロジフルオロプロパン (別名H CFC-12-14)
四十七 クロロジフルオロメタン (別名H CFC-12-15)
四十八 クロロヘプタフルオロプロパン (別名H CFC-12-17)
四十九 四塩化炭素
五十 一・一・一トリクロロエタン
五十一 ジクロロフルオロメタン (別名H CFC-12-2)
五十二 クロロヘキサフルオロエタン (別名H CFC-12-1)
五十三 クロロフルオロメタン (別名H CFC-12-4)

山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（次号上欄に掲げるものを除く。）のうち領海の基線及び定着氷から北の外側十二海里以遠の海域

別表第二の二（第四条、第十一條の七、第十一條の十関係）

廃棄物の区分	一 食物くず				
基準	基準	基準	基準	基準	基準
排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準	排出海域に関する基準

海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域省令で定める洋施設に係るものに限る。）の線を超える船舶又は海上施設に係るものを超える海域省令で定める洋施設に係るものに限る。）を除く。）を除く。）を除く。

別表第三（第四条の二関係）

備考	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。	二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域）と従事している船舶又は当該鈎物資源の掘採に用いられる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	三 この表において「バルティック海」など、この表において「バルティック海海域」とは、海底及びその下における鈎物資源の掘採に用いられる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。	四 この表において「甲海域」とは、全ての国が領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
乙海域	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。	当該船舶の航行中に排出すること。

この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西經七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西經五十九度の点、北緯七度二十分西經五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

廃棄物	一 第四条のバーリティック海海域、北イー地域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域をいう。	二 第一項第一海海域、ガルフ海域、地限度にとどめて排出されるもの	三 第二項第一海海域、ガルフ海域、地限度にとどめて排出されるもの	四 第四条のバーリティック海海域、北イー地域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域をいう。
一 第一項第一海海域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域を除く。	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの
二 第二項第一海海域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域を除く。	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの
三 第三項第一海海域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域を除く。	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの
四 第四項第一海海域のうち特定海域の基線からその外側十海里以内の海域を除く。	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの	当該船舶から排出されるもの

域及び海洋施設等周辺海域を除く。)

この表において「特定船舶」とは、陸地にあ
る施設の故障その他やむを得ない事由によつて

く。ものを除

備考 一 この表において「南極海域」とは、別表第一

備考	一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定する甲海域をいう。	三 この表において「バルティック海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。	五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。	七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。	九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
十 この表において「乙海域」とは、別表第一の二備考第十号に規定する乙海域をいう。	十一 この表において「丙海域」とは、別表第一の二備考第十一号に規定する丙海域をいう。
別表第五(第十五条の七、第十五条の十関係)	
海域の範囲	海域名
北米	一 北緯三十二度三十二分十秒西経百十七度六分十一秒の点、北緯三十二度三十二分四秒西経百十七度七分二十九秒の点、北緯三十二度三十一分三十九秒西経百十七度十四分二十六秒の点、北緯三十二度三十三分十三秒西経百十七度十五分五十秒の点、北緯三十二度三十二分二十一秒西経百十七度四十六分十一秒西経百二十三度十七分二十二秒の点、北緯三十二度三十六分二十一秒の点、北緯三十二度三十五分二十七分五十三秒の点、北緯三十二度三十七分三十八秒西経百十七度四十九分三十四秒の点、北緯三十一度七分五十九秒西経百十八度二十五秒西経百二十一度四十七分二十九秒の点、北緯三十一度四十六分十一秒西経百二十一度五十八秒西経百二十三度五十分四十四秒の点、北緯三十二度五十六分三十九秒西経百二十一度五十八秒西経百二十三度五十分四十四秒

